

一斉登録日（平成28年12月15日）以外の日程で登録をご希望の方へ

下記の注意事項をよくお読みの上、手続きをお願いいたします。

《注意事項》**□1. 上申書の提出について**

登録希望日及びその理由を記載した上申書をご提出ください。

□2. 日弁連配布書式「弁護士法第7条各号,第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書,弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書」について

書式中の「私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもって、日本弁護士連合会会則第19条第1項第4号に規程する「弁護士となる資格を証明する書面」として扱うことを承諾します。」という文言を二重線で消した上、訂正印の押印をお願いいたします。

□3. 添付書類の提出について

提出する添付書類（各種公的書類）は、弁護士名簿登録請求日前3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

□4. 司法修習終了証書の提出について

12月16日（金）必着にて原本をご持参又はご郵送ください。当会で2部複写の上、お返しいたします。郵送の場合は、必ず返信用封筒（切手貼付、宛名記載）を同封してください。

一本件に関するお問い合わせ—

神奈川県弁護士会事務局

総務会計課総務係 福原・林・西山

TEL 045-211-7710

《記入例》

(登録用) 日弁連提出用

本籍・自宅住所を登録請求書と同様に記入してください。

本籍 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

住所 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館16階

氏名・生年月日を登録請求書と同様に記入してください。

氏名 日 弁 連

昭和61年1月1日生

私は、

- 1 弁護士法第7条各号のいずれにも該当しないこと
- 2 弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に該当しないことを誓約いたします。

~~私は、最高裁判所が発行する一括証明書をもとに、日本弁護士連合会会則第19条第1項第4号に規定する「弁護士となる資格を証明する書面」として扱うことを承諾します。~~

日弁連提出用・弁護士会提出用2枚ともに
二重線削除の上、訂正印を押印してください。

平成28年12月15日

署名してください。

登録請求書と同じ印鑑で押印してください。
訂正印を押す場合にも、必ず同じ印鑑を使用してください。

本人 日弁連

印